

地研通信

発行人 足田 敬 志
 編集人 水谷 勇
 発行所 三重短期大学地域問題
 総合調査研究室
 津市一身田中野字蔵付157番地
 〒514-01 TEL(0592)32-2341

題字 岡本祐次学長

三重県における外国人労働者問題の現状と課題

尾崎 正 利

本稿は、1993年6月30日、三重県労働基準局、三重県、三重県公共職業安定所、三重県外国人労働者問題協議会の共催で行われた、「外国人労働者問題を考える集い—調和のとれた国際社会を目指して」（四日市市文化会館）での基調講演に若干の字句を修正し、併せてその後の変化を考慮して、【参考】という形で挿入したものである。

筆者は、現在「外国人労働者の就職経路及び担当職種」に関する実態調査を、関係各位のご協力を得て実施中であるが、県内に於ける外国人雇用の全般的な分析について予め公表しておくことが適当であると考えて、中間的な分析に止まるが、ここに掲載することとした。なお調査の目的は、県内産業に於いて外国人労働者の雇用に一過性のものではなく、構造化しつつある現状の中で、その構造化の実態を分析することにより、要因を探るところにある。

はじめに

最近の県内の新聞報道を注意してみていますと、三重県の外国人労働者に関する記事で、幾分新しい情報が提供されつつあることに気付かれた向きも、少なくないと思われます。その一例として6月2日と10日に、大阪入国管理局が、観光ビザ等で入国し、鈴鹿市内に居住する、フィリピン人、ペルー人、タイ人、韓国人、マレーシア人88名を不法残留の疑いで摘発、収容した、との記事が目立ちます。彼らには乳幼児も含まれますが、市内のプラスチック加工業や建設業において就労していたものです。これまで三重県では、外国人労働者の問題が新聞紙上において話題とされたのは、就労現場から宿舎への途上、県内を通過中に発生した交通事故による災害の例や、刑事犯罪の容疑者として記事が掲載された例、等を除けば、合法的に就労が出来る日系人の雇用問題や、社会

生活上の様々なトラブル、国際交流を基軸とした行政や住民団体の取り組み、が殆どであったように思われます。このような新聞紙上における取り扱いを見れば、三重県での外人労働問題が幾分変わりつつある、言い換えれば、資格外・不法残留者の就労や地域での生活に関心が向きつつあるものと、考えられないでしょうか。

【参考】1992年度入管法違反外国人の集中摘発が、6月28日から7月9日まで名古屋入国管理事務所等により実施され、潜伏地24県3,058人中、三重県83人（2.7%、男子62人、女子21人、9番目に多い数）が被退去者として強制手続が取られました。摘発事例として公表されているものとして、不法残留マレーシア人及び韓国人25人を雇用していた人材派遣会社が、名古屋入官に出頭した中国人男性の供述が端緒となり、社長は、現在不法就労助長罪により、公判が継続中のものがある。

今日、私がお話しせよと言われましたのは、プログラムに記載されていますように、「三重県における外国人労働者問題の現状と課題」でありまして、大きなテーマが与えられました。しかしその核心として、何が変化し、その原因は何か、それを説き起こすことが今回私に課せられた本日の課題なのでありましょう。ところで、後で概要を説明することになりますが、実際のところ三重県における外国人労働者の実態が詳しくわからないのが現状です。就労者の数、入国や就労の経路、労働条件、就労している業種及び職種、国籍、男女比、年齢、その他生活上の実態、等これらについての正確な統計は、部分的なものを除けば、存在していません。これらは三重県以外においても事情は同じなのです。本日皆様方に配布されているかと思いますが、平成4年6月に調査を行った報告書、「外国人研修及び日系人雇用実態調査報告書」が昨年10月に三重県商工労働部より公刊さ

れています。私もその調査・研究に携わらせていただきましたが、雇用実態調査を日系人に限定したのは、一つには実は、正確な調査を期待することが困難であろう、との見通しがあったからです。

その理由については幾つかありますが、とりわけ平成2年6月1日施行の改正出入国管理及び難民認定法があげられるでしょう。それは ① 正式な就労ビザの発給は、幾分緩和されたものの、同法により極めて限定されたものになってしまひまして、わが国の産業が製造工程の合理化に伴って生じた相対的3K職種や、人手不足に対応するために必要とする、いわゆる「単純労務」に属する職種がないこと、② 正式な就労ビザを持たない外国人の雇用に対する使用者処罰規定（73条の2・不法就労助長罪・3年以下の懲役又は200万円以下の罰金・両罰規定）が導入されたこと、が指摘されるでしょう。改正前の法によっても許可されていない資格外活動を行った本人や不法残留者が処罰されるのは勿論、理論上はそれへの教唆も教唆犯として処罰の対象となりましたが、現実問題として、今回の改正が使用者に対する相当な圧力となったことは否定出来ません。つまり、資格外活動として就労するものや不法残留者を雇用している使用者は、これを公にすることが全く出来ないわけです。

そのために、資格外就労者や不法残留者の地域別の数値、産業分布、就労実態等を明らかにするためには、神奈川県で実施したような労働者本人から直接にインタビューしたり、使用者に対しては人手不足の状況を調査し、併せて外国人労働者の雇用に積極的な意向があるかどうかを尋ねて、そこから産業分布や、就労の実態を推測する程度に制約されざるを得ない状況が現実なのです。三重県の先の調査ではその点も考慮しまして、しかし地域社会としてそこに外国人と共に生活する以上、社会生活を円滑に行うための問題点を明確にする必要があったことや、募採採用上において考慮すべき問題点、安全・衛生を含めた職場環境上配慮すべき問題点等を把握しておくことが、地方自治体としての施策を考えるうえで、とりえず緊急に必要であり、そのためには、潜在や就労に問題がなくなった日系人を対象とする調査を実施することで、正確な問題把握が可能となろうと考えて行ったものです。

その結果については報告書をご覧になって戴きたいと思いますが、調査での就労者の6割が間接雇用の形態を取っているために、賃金や生活上の実態が今一つ明確ではないかも知れませんが、外

国人が日本において、いわゆる「単純労務」に従事して、地域の中で生活を行っている実態の主要な部分が、とらえられたのではないかと考えられます。従いまして今後の課題を敢えて設定するとすれば、資格外就労者や不法残留者を含めた就労実態、地域での生活実態について、その明確な姿をとらえることでありましょう。

2 三重県における外国人労働者の現況について

(1) 県内在留外国人労働者数の推計について

既に申しましたように、三重県では資格外就労者や不法残留者に関する調査が行われていませんし、合法的に滞在する外国人についても、就労者に関する統計は特別にありません。しかし幾つかの調査統計を利用することによって、外国人の就労数を推計する可能性もまったくないわけではありません。例えば、昭和60年に実施された国勢調査を見てみましょう。同報告書の第5巻第4表では、日本人及び外国人を含めた就業者数、及び日本人の就業者数を年齢区分、性別にそれぞれ数値が提供されています。それから見れば、外国人の就労総数3,643人、うち男子2,159人、女子1,484人と計算されることとなります。昭和60年調査（この時点では外国人労働者の流入は殆どありませんでした）における県内の外国人居住者数は8,222人、15歳以上6,111人でありますので、約5割の就労率と考えられます。三重県における総人口が174万人7千人、うち就労者数が85万人、雇用者数52万4千人でありますから、外国人、日本人共にほぼ同じ傾向を示していたと考えてよいでしょう。しかしながらこれらの数値も、実態を正確に反映しているものとは言いがたいのです。というのも昭和60年12月末時点での県内外国人登録者総数は、9,418人であり、うち韓国又は朝鮮国籍者が8,725人の圧倒的多数を占めている等から、すべての居住外国人に対する調査が行われておらず、現在問題となっているような外国人労働者を補足していないのではないかと、思われるのです。

平成2年度の国勢調査では、様々な外国語の翻訳を付けて居住外国人の数を補足しようとし、居住者数の多い国籍者については、国籍別の就労統計を算出すべく準備中であるとの情報を得ていますが、これは本年の10月以降にならなければ公にはなりません。60年調査を比較して検討すれば、傾向をある程度把握することが出来るかも知れま

せん。さらに後で担当の方から詳しく説明があるかと思いますが、本年から6月1日現在の外国人の雇用の報告制度がスタートしました。この調査では、中国国籍、韓国又は朝鮮国籍者であって協定定住者を含まないすべての外国人就労者について、事業所毎に、職種、(国籍別ではなく)出身地域別にその総数を職業安定所に報告するものです。また細目として目的別外国人労働者数があり、アルバイト、技能実習生、ワーキングホリデーと並んで、「一般労働者」の項目にまとめられていますので、不法残留、資格外労働者を雇用する場合にでも、報告することが比較的容易にはなっていますが、外国人労働者の実態把握といった側面から見れば、補助的な調査に止まるでしょう。すなわち国籍別の就労者数が出ないこと、資格外就労者、不法残留者数が報告されていたとしても、合法的就労者との区分が不可能であること、間接雇用については男女別の総数に記入で足りること、等があげられるでしょう。しかし入職経路や就労の実態把握を除けば、県内の就労外国人総数の概要を把握するには有用ではないかと、期待しております。

これの結果もまだ集計されておられませんし、数値が公表されるまで利用出来ません。したがって最後に残された方法は、全国的に推計されています不法残留者の総数から、県内での不法残留者を推計する方法があります。不法残留者の推計は、入国において付せられた滞在期間を過ぎても、期間の更新をすることなく出国していない者の総数のことです。これについては平成4年度では27万人から28人とされています。おそらくこれら大部分が資格外就労を行っているものと推定されています。

【参考】平成5年5月1日現在の資料では、298,646人(内登録者53,159人)で、いずれも半年前に比較して増加傾向(ペルーの44.8%を筆頭に中国、ミャンマーが顕著な増加を見せている)を示していますが、マレーシア、イラン、パキスタン、バンクラデシュが減少している。在留資格別では、短期滞在が242,465人(81.2%)で圧倒的多数を占めているが、注目すべきは、就学の20,095人(6.7%)、研修の1,788人(0.6%)であろう。

さらに合法的に就労できる日系人が平成3年で約15万人、その他の合法的就労者を合わせれば、平成3年で約50万人以上と推計されており、全国の雇用労働者数約5千万人の1パーセントを若干

オーバーした状態にある、と推計されています。それでは全国のこの総数の何パーセントが県内に在留していると推計するのでありましょか。この材料の一つとして、全国の外国人登録者数と三重県における登録者数との比率を見ることが有効であると考えます。各年12月31日現在の数値で、昭和63年には1.001パーセント、平成2年では1.111パーセント、平成3年では1.260パーセント、平成4年では1.344パーセントと推移しています。従いまして、三重県においては登録外国人の増加が全国よりも若干その増加率を速めながら進展しているものと理解することが出来るでしょう。このことから単純に、資格外就労者、不法残留者の県内数値を推計するとすれば、3千人内外の数値を推計することが妥当ではないかと考えられます。ちなみに平成3年度において不法就労者として摘発された者の数について、稼働地別に統計が公表されていますが(平成4年出入国管理白書)、それによれば三重県は、男子471人10位、女子168人9位であり、合計639人10位となっています。全国総数は男子25,350人、女子7,558人、合計32,908人です。三重県の全国に対する割合は1.9%で比較的検挙率が高くなっています。県内で稼働する不法就労者の2割内外が摘発されたことになりましょ。

平成4年12月末時点での日系人と想定される、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ホンジュラス等の中南米諸国の登録者数は約7千人近くに達しており、県内での外国人就労者数として、1万人内外を推計することが出来るでしょう。これは全国の外国人就労者数の2%に達しますが、県内ではとりわけ最近増加が著しいブラジル日系人の登録者数が、平成3年12月末時点で、全国の3.534%を占めており、平成4年12月における県内登録者数の増加率は35.5%を維持していること等から、日系人雇用がこれら数値に反映しており、とりわけ顕著であることを示しているものと理解すべきではないでしょうか。

ちなみに平成2年における県内の60歳から65歳未満の就業者数(職業安定課推計)は、男子で約3万人(労働力率74.8%)、女子で約7千6百人(労働力率37.1%)で4万人に満たない。同年における全就労者数に対する雇用労働者数の割合は71.6%であるから、約2万7千人が雇用労働者であると推計できる。この層の労働力率がより若年層と同程度に引き上げられたとすれば、(15ないし20%程度)1万2千人から9千人の労働力が見

込まれることとなる、との試算も紙のうえでは可能であろうと考えられます。しかし後で述べますように、問題は単純な計算どおりに解決することが困難であります。加えて高年齢者の就労には、加齢による個人差が極めて大きく、とりわけ一般的には筋力を主たる内容とする職種や、作業環境の悪い職場に適しているとは思われません。むしろ肉体的な衰えに対応した作業環境の整備が、積極的に求められなければならないのです。それでは現在問題とされている外国人労働者は、どのような環境において、どのような職種についているのでしょうか。

(2) 県内外国人労働者の職種、作業環境等について

この問題についても、先の人数の推計と同様に、いやそれ以上に実態は不明です。しかし全国的には各種の報道や公刊されている社会学的な調査報告、研究書等により一定の推測が可能です。さらに日系人については、本県での調査により、その一端が明らかになっています。それらを併せて要約すれば、次のような職場が想定されるでしょう。

日系人の業種別の分布は、電気機械器具製造業624人、輸送用機械器具製造業286人、プラスチック・ゴム製品製造業165人、食料品製造業119人、金属製品製造業73人等を中心として、その他各種の製造業に分布している。これらの産業立地が北勢、中勢、伊賀に多く見られ、とりわけ自動車部品製造に関係する中小下請業者が主要な需要者である、と考えられる。このような業者は、内陸型の金属加工を中心とする特定の工業団地に集中している例も見られる。さらに伊賀地域では、構内下請業者が県内企業ではなく、関西に拠点をおく相当広い地域をカバーする能力を持っており、就労場所が必ずしも外国人登録の場所を意味するものではないが（加えて、観光ビザから定住者ビザへの切替えにおいて待ち時間の短い入国管理局に集まる傾向が見られ、そのような場合には登録地はその入国管理局の周辺市町村となり、移動してもそのままにしておく場合も多くみられる）、ブラジル国籍者の登録地の分布が前記3地域に集中しているのも、受入企業の立地と外国人登録地が概ね一致する、と理解されよう。

職種については、製造作業員が圧倒的な部分を占めている。さらに専門的技術・技能を要求される職種は、間接雇用において皆無であった。調査時点での県内での就労年数が、半年から1年未満がピークであった。定住者ビザの期間が3年を最

長とすることから、そろそろ再入国者の雇用を考える時期にさしかかっているものと考えられる。調査では郵送によるアンケート方式を採用したため、直接に事業場内の作業工程を分類して、日系人労働者の従事している職務を判定することが出来なかった。従って彼らの従事している職務の詳細を明らかにすることが出来なかったので、それらが日本人労働者により代替可能なものであるかどうか、不明である。これについて私は事業場訪問の経験などから次のように考えています。

すなわち第7次雇用対策基本計画では、「現在のような労働力多消費型の産業、雇用構造をより少ない労働力で付加価値の高い生産、サービスを行えるような構造に変革して行くことが必要である」として、とりわけ中小下請企業における省力化、効率化の促進を政策の基本に捉え、「中小企業における魅力ある職場作りを通じて、労働力の確保、定着のための基盤を整備」するために各種の支援措置を行うこととしている。これらの政策は、機械化、すなわち外国人の雇用の抑制効果を生ぜしめる面も否定出来ないけれども、その結果、最後のところに労働集約的な作業が事業場の中で、公然と、恒常的に存在する可能性がある。いいかえれば下請・外注化の促進が行われるのであり、それが事業規模や作業量等により不可能な場合には、外国人労働者を直接雇用せざるを得なくなる、という結末を予測させるのです。中小企業経営者災害補償事業団の行った中小企業を対象とした調査では、外国人労働者の雇用を最も切実に感じているのは一般に従業員規模が10人以上の企業であり、技術革新に積極的な企業において、外国人労働者導入の必要性が痛感されている、との指摘があります。また駒井筑波大学教授（「外国人労働者定住への道」）も、「外国人労働者の就労の際立った特徴は、その大部分が日本の産業構造の底辺部分に確固として組み込まれてしまったことにある」とし、「外国人労働者の圧倒的多数は、大企業ではなく、製造業の場合には下請け組織構造の底辺を構成する中小・細網企業に雇用され、建設業のばあいには、特有の重層下請け構造の最底辺に位置する親方たちに雇用されている」と論じているのも同じ趣旨であろうと思われます。しかし日本の場合、外国人だけの労働市場は形成されていないのであって、資格外就労者や不法残留者に対する処遇も、主婦によるパートタイマーや学生アルバイトとほぼ同位置にあるとの指摘もある。雇用調整時においては最初の調整対象者となるであろうことは容易に予測出来ましょう。

日系人の就労経路については、事業主調査では、派遣・下請企業による売り込みが一番多く見られ、次いで国内の民間業者による斡旋・紹介と続いているが、本人の直接の応募や友人の紹介等の、仲間内での情報交換による就職も、ほぼ同数を占めている。労働者調査では、「日本で仕事を見つけた経緯」を質問しているが、ここでは知人の紹介に次いで、日系人雇用サービスセンターの紹介が際立っている。公共職業紹介所の事例は調査ではないが、平成4年度では新規求職受理件数が97件、紹介・就職件数が18件、その他相談・援助が121件であり、平成3年度の24件、11件、39件から増加傾向を見ることが出来る。しかし

【参考】日系人雇用サービスセンターインフォメーション(NIKKEIS)1993年9月の求人動向によれば、同年5月に求人件数28、求人数108人を底として回復基調にあり、65件276人となったと報告があり、その分析として、「これは各地(福岡、茨城、千葉等)の当局による外国人の不法就労者摘発を受けた使用者からの求人が出始めたため」と推定し、今後ともこの傾向が続くものと予測している。翌10月は、名古屋のセンターが18日に開所したが、東京の数値は依然として増加し、81件304人(名古屋は17件80人)となっている(産業雇用安定センター「かけはし」1994年1月、2月号)。

紹介・就職件数が少ないことについては、一般的に推測可能な原因として、住居の設定その他生活上の様々な配慮を使用者に求めざるを得ない事情等が考えられるが、自治体の関係部門との連携を密にすることで、これら障害を少なくすることも出来るのではないかと考えています。最も資格外就労者や不法残留者については、公的機関を経由した就労が不可能であって、雇用条件の明確化や、保険や労働関係法規の順守指導などの面において、放置されざるを得ないのが現状でありましょう。先に述べたように外国人の雇用が日本の産業構造の中に組み込まれているものとすれば、これを解決するには、何らかの形で合法的就労可能な外国人の入国を一定程度認める外はないと思われます。

三重県では、平成4年中に生じた労働災害で、判明しているのは43件あるとされています。通勤途上の交通事故によると見られるものも若干あるが、大半は作業に直接かかわる事故となっています。死亡災害は平成4年ではありません。特徴的なのは、件数の多さからも、バリ取り作業における跌倒が目に入ったため生じた災害が目撃されるので

はないかと思われます。またいわゆる不法就労者の労働災害について、保険給付が申請されたものは、平成4年度において、11件あるとされています。そのうち障害補償が2件見られます。ここで算定されている日給は8時間換算で、8千円から1万2千円の範囲にあります。資格外就労者、不法残留者の賃金水準を知るうえで参考となるでしょう。日系人を含めて県内で、労働災害について損害賠償訴訟が開始された経験はまだないと思います。全国状況では、総務庁行政監察局「外国人の就労に関する実態調査結果報告書」や、全国労働安全衛生センター連絡協議会編「外国人労働者の労災白書92年版」海風書房、支援団体が関与した労災事故について、その解決事例の報告(天命佳臣「外国人労働者と労働災害」現代書館)がありますので参考にされるとよいでしょう。

労災が適用されない場合、又は上積補償を求める場合、補償額の算定基準となる平均賃金額の決定について、日本の基準を用いるべきか、又は本国に帰国して生活するのであるから本国の基準で算定すべき、との考え方が対立して、明確とはなっていません。これについて東京地裁民事27部は、長久保裁判官の報告において、次のように処理するとしています。外国人が交通事故や労働災害で被害者となった場合の損害の算定について、「慰謝料」の算定に当たり物価水準などを考慮すべきであって、考慮すべき要素とし、賠償説では、被害者側・加害者側の一切の事情を考慮するとしていますので、一般的に考慮される諸事情は当然考慮されることとなりますが、さらに外国人特有の事情、物価水準、在留資格、現実のわが国での活動、在留期間更新の可能性、在留期間を徒過したか、又は近々徒過するか、等も含まれる。〔休業災害・逸失利益〕の算定については、在留資格に違反する場合には強制退去を受ける恐れがありますので、収入の維持・安定性という点で、被害者の在留資格により区別して考察すべきとして、① 永住資格保持者は日本国民と同様に算定する、② 就労資格保持者は在留期間を限度に、日本での収入額又は賃金センサスを使用して算定し、期間更新に高度の齎然性が認められるときは更新後の期間も含めて算定する、③ 在留期間を徒過したが、なお不法残留している者は、その者の出国先で得られたであろう収入額、又は出国先の賃金センサス(ない場合にはGNP比、所得水準の資料)を基準として算定するが、1～2年を日本で得ていた収入を基準として、休業期間や後遺障害の存続期間すべてについて算定

する考えを採らない。④ 在留資格はあるが就労資格を持たない者の資格外活動について、違法性は③に較べて軽微である。⑤ 密入国者は、違法性の程度が極めて高いので、出国先で得られたであろう収入額、又は出国先の賃金センサスを基準にして算定する、というものであります。

これに対して、高松高裁平成3年6月25日（判タ770号224頁）判決は、中国人の男性の旅行者の交通事故に関する逸失利益の算定について、憲法14条の法のもと平等原則を適用して、被害者の本国での生活水準の程度を日本での生活水準に置き換え、日本での基準を適用して1千万円を妥当と判断しています。このように両説が対立しているわけですが、さきの本国説によれば労災補償も本国の基準による場合がありますが、これをどのように考えるべきでしょうか。

労働基準法76条1項は、休業補償として「療養中平均賃金の百分の六十」を最低条件として使用者に義務付けており、これらの金額は同一の事業場における同種の労働者の平均賃金の推移に大まかにしる運動させる（2項）のものであり、以下の障害補償、遺族補償、葬祭料などについても、いずれも当該労働者の「平均賃金」を算定基礎とするものです。この平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヵ月前にその労働者に支払われた賃金、すなわち当該労働者が外国人であっても、日本において支払われた賃金を意味すると理解するのが、妥当でしょう。またこの補償を受ける権利は労働者の退職によっても変更されない（83条1項）ことになっています。従って、日本に所在する事業場において就労中に生じた労働災害に対しては、日本において得ていた賃金を基礎として算定すべきであり、本国に帰国するかどうか、入国に関して又は資格に関しての違法性いかによらないものと、考えることが妥当であると思われれます。労働者の保護に関して2重の基準を作ることは、結局、日本の労働者の労働条件を保護することとはならないことが、理由のひとつです。上積補償についても、労働基準法により補償すべき最低労働条件に対して、その条件を引き上げる合意に外ならないわけですから、同様に考えてよいものと思います。

いずれにせよ外国人労働者の労働災害を防止するためには、適切な安全教育を実施すること、言葉の問題が最大の障害となっていますので、雇用する外国人労働者の理解出来る注意書、標識の設置が必要でしょう。日系人についても、日本語をほとんど理解しない方が大多数です。また会話が

不自由なく使えても、漢字を読むことが出来ない場合が多い、との指摘もありますから、漢字にはルビをふっておくことも必要な対策と言えましょう。わが国では、職場の安全衛生の達成につき、法令の定める基準を最低限度のものとし、事業場内に安全・衛生委員を中心とする点検・改善組織を設置するという自主的な防止方法を基本的な方法として採用しています。このような組織に雇用する外国人労働者を取り込んで、彼らの意見を取り入れるのも必要な方法でしょう。

外国人労働者も、日本で就労している場合には、憲法28条で補償される労働基本権を享有します。組合結成権については理論上解決しておかなければならない部分が残されているものの、わが国の実務ではすでにそれを前提として斡旋、その他の手続きを進めて来ました。皆様方も新聞紙上などで、外国人労働者が地域ユニオン等の支障を得て、団体交渉により労働条件の改善を図って来た事例等、を目にされた経験がお在りだろうと思います。このように、外国人労働者が合法的か非合法的かを問わずに、労働組合法の適用を認める趣旨は、非合法外国人労働者を排除すれば、その部分の労働市場コントロール機能を使用者の独占に委ねることとなって、労働組合の団体交渉力を著しく低下させる可能性があることです。

三重県で外国人労働者の集団的労働関係が問題となった直接の事例はありませんが、県内で就労していた合法的外国人労働者が、大阪にある地域ユニオンに加入して、解雇問題、その他に関する不当労働行為の救済の申立を、大阪府地方労働委員会に行った事例があります。この事件での使用者は三重県に本社を有していました。事件は、会社が組合及び組合員の権利を侵害したことを確認し、解決金の支払い等について和解が成立し、取り下げられています（大阪府地労委・平成4年不47号・1. 3号事件・5年2月15日関与和解成立）。事件の大半は東京や大阪で発生していますが、今後三重県において問題が起らないという保証はありませんので、労働組合法にも注意を払うべきでしょう。

労働組合法において外国人労働者に対処する場合には、日本人労働者と原則的に変わるところはありません。しかしながら問題となった外国人労働者が資格外、又は不法残留者の場合には、不当労働行為の救済方法において若干の問題があります。すなわち不当労働行為によって解雇されたと認定された場合には、典型的救済命令としまして原職復帰、バックペイが命じられる場合が多いの

ですが、その場合当該外国人が日本から退去を余儀なくされることが容易に予測されるのです。従って労働組合法7条1号による救済の場合には、とりわけバックペイを使用者が当該労働者を実際に雇用するまでの期間について支払うよう命じる場合には、使用者が命令に従うことが不可能になります。アメリカの全国労使関係委員会では、このような場合再入国が行われた場合まで命令の効力を停止させる、という方法で解決した事例もあります。しかし3号救済を考える場合には、組合は日本になお存在するわけですからこのような配慮は不要でしょう。

3 まとめにかえて

6月12日の日経新聞によりますと、昨年1年間に外国人労働者が労働基準監督署に申告してきた件数は、740件に上り、1991年243件、1990年(調査開始年)170件に比べて急増した、と報告されています。理由の内訳では賃金の不払い602件、解雇90件、労災補償17件などとなっています。これの理由として、最近の不況を背景にした外国人労働者の雇用環境の悪化、が指摘されています。91年の賃金の不払いに関する申告数は7,100件であることから、外国人労働者の占める申告数は全体の1割に達するものと推定されており、先に述べたように外国人労働者が少なくとも50万人を越えている、との数値を基に推計すれば外国人労働者のトラブルは労働基準監督署への申告という表面に現れたトラブルだけで、日本人の10倍程度になります。資格外就労者、不法残留者は労働基準監督署への申告が雇用の喪失に連動するのでありますから、表面に出て来ない基準法違反事例が相当多数に上るものと考えておく必要があります。

後で辻先生から詳しく報告があるかと思いますが、三重県では日系人相談コーナーを設置してい

まして、日本での生活のあらゆる相談に応じています。その中で「就労」に関する相談について、平成3年度は12件、4年度34件、5年度の4月5日の2ヵ月間で10件の相談がありました。先に申しましたように、公共職業安定所での求人、求職件数も徐々に増加しつつあります。これらのシステムは開始されてから年月を経っていませんので、今後は一層の利用が見込まれるものと予測されましょう。しかしながらこれらの情報は、残念ながら関係機関や支援団体において十分に活用されているとは言えない、というのが現状でしょう。その意味から注目されるのが、今年度から発足が予定されている、「外国人労働者問題協議会(仮称)」の活動であろうと思われます。この機関が将来、県内の情報を一元化し、新たな情報を発掘して、関係諸機関において他の機関との連携の下に施策を実施するようになれば、労働問題と地域での生活上の問題を総合的に扱うことが出来るものと、考えられます。

【参考】1993年7月16日に「三重県外国人労働者問題協議会」として発足した。座長として、商工労働部参事、中立祐二氏が、事務担当は商工政策課が当たる。

最後に労働問題にせよ地域での社会的な生活問題にせよ、県民の生活と密接に関係していることは明らかでしょう。その場合、外国人の就労を一般化して、県民生活にとって危険なものとして決めつけてしまう風潮が見られないでしょうか。冒頭で鈴鹿での事件を取り上げたのも、そのような危惧があったからです。県民が正しく外国人労働者問題を理解するためにも、正確な情報を的確に収集して、それを公開する必要があります。新しく設置される機関には、そうした機能を果たすように多に期待するところであります。

(受 入 図 書 一 覧)

平成5年6月以降に受入れた図書は次のとおりです。

民力 1993	朝日新聞社	誰にもわかる建築法規の手引
補助金総覧 平成5年版	財政調査会	建設省住宅局建築指導課市街地建築課
生涯学習・社会教育行政必携 平成6年版		誰にもわかる消防法規の手引 消防庁予防課
文部省内生涯学習・社会教育行政研究会		現代福祉学 レキシコン 京極高宣
厚生統計要覧 平成4年版		戦後日本の経済改革 -市場と政府-
厚生省大臣官房統計情報部		香西 泰, 寺西重郎
中小企業施策総覧<本編> 平成5年度版		日本経済 -その成長と構造- 中村隆英
中小企業庁		経済白書 平成5年版 経済企画庁

土地白書 平成5年版	国土庁	住宅政策の新展開	住宅政策研究会
建設白書 平成5年版	建設省	情報通信高度化ビジョン	郵政省電気通信審議会
警察白書 平成5年版	警察省	民間給与の実態(平成5年版)	人事院給与局
公務員白書 平成5年版	人事院	21世紀への架け橋	厚生省大臣官房政策課
過疎対策の現況 平成4年版		日本の自治文化	佐藤 進
国土庁地方振興局過疎対策室		21世紀への舵取り	鹿児島重治, 加藤富子
文教予算のあらまし 平成5年度		日本経済キーワード	小島祥一
	文部省大臣官房	政策課題と研修	山梨学院大学行政研究センター
図説 高齢者白書 1993	三浦文夫	「生活大園5カ年計画」の推進状況と今後の課題	経済企画庁
統計でみる県のすがた 1992/93	総務庁統計局	新政策 そこが知りたい	新農政推進研究会
天皇制と部落差別	上杉 聡	最新 生活大園キーワード	経済企画庁総合計画局
人権思想の源流と部落の歴史	石尾芳久		
差別と部落	原田伴彦		
融和事業研究(自第1輯~第4輯)		周辺水域漁業の振興をめざして	総務庁行政監察局
	部落問題研究所	商業機能よるまちづくり戦略	
融和事業研究(自第5輯~第8輯)			国土庁大都市圏整備局
	部落問題研究所		
同和問題の歴史的研究	三好伊平次	震災対策の現状と問題点	総務庁行政監察局
戦後部落解放論争史 第1巻	師岡佑行	温暖化への世界戦略	財団法人地球産業文化研究所
戦後部落解放論争史 第2巻	師岡佑行	OECD環境白書	OECD環境委員会
戦後部落解放論争史 第3巻	師岡佑行	転換期のR&D-センターオブエクセレンスの多面的醸成	通商産業省工業技術院
歴史科学大系21 部落問題の史的究明		ゆとり社会の基本構想	通商産業省産業政策局
	歴史科学協議会	ゆたかな21世紀中核産業都市を目指して	
差別の論理と解放の思想	村越末男		国土庁地方振興局
誰にもわかる建築法規の手引 ㊦			野村総合研究所
建設省住宅局建築指導課市街地建築課			全国都市財政年報(91年度決算)
男女平等に関する世論調査			日本経済新聞社
	総理府内閣総理大臣官房広報室		
女性の暮らしと仕事に関する世論調査			地域活性化戦略総合データファイル 第三セクター編
	総理府内閣総理大臣官房広報室		自治大臣官房地域政策室
地方都市の世界化戦略	国土庁地方振興局	保育白書1993	全国保育団体連合会保育研究所
地方拠点法ハンドブック	地域戦略研究会	婦人白書1993	日本婦人団体連合会
地域政治と自治体革新21世紀の地方自治戦略3		子ども白書1993	日本子どもを守る会
	横山桂次		
自治体の首長	大森 彌		
自治体の政策研究-	森 啓		
海洋性レジャーのビジョン			
中小企業庁小規模企業部サービス業振興会			
環境インフラ時代へ向かうサービス産業			
社団法人ソフト化経済センター			
環境自治体の創造 須田春海, 田中充, 熊本一規			
快適な生活空間の形成に向けて			
	国土庁計画・調整局		
規制行政の改善を目指して	総務庁行政監察局		
景気変動に対応する日本企業	経済企画庁調査局		
高度寡占産業における競争の実態			
	公正取引委員会事務局		
雇用対策基本計画(第7次)	労働省		

編集後記

本号は本年度奨励研究員の尾崎教授の研究報告である。ところで、2月19日(土)に行われた当研究室設立10周年シンポジウムは、近藤康雄氏(津市助役)を招いて、70名近い参加者で成功裏に終わった。この会合の詳細は本紙39, 40号で報告していく所存である。

年も改まり、今年度も残すところか1ヵ月を切った。温かい日と寒い日が入り交じるが故に、それとも出口の見えぬ経済状況・政治状況の故にか、余計に寒さが身にしみる。

(M)

枯尽す 糸瓜の棚の 氷柱かな 子規